

和光市エリアマネジメント推進条例

(目的)

第1条 この条例は、地域における良好な環境や地域の価値を維持及び向上させるため、市内の特定の地区を単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行う取組（以下「エリアマネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、もって当該地域における賑わいの創出及び公共空間の活用等の促進を図り、当該地域の持続可能な発展に資することを目的とする。

(計画の策定)

第2条 市長は、エリアマネジメントを推進するため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条に規定する都市再生整備計画（以下「都市再生整備計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、前項の規定により都市再生整備計画を策定するときは、あらかじめその方針を定めるエリアマネジメント基本計画及び当該計画に基づきエリアマネジメントの対象となる地区（以下「エリアマネジメント地区」という。）に所在する公有財産を活用する取組の内容を具体的に定めるエリアマネジメント実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

3 市長は、適当と認めたときは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社（都市再生特別措置法第118条第1項の規定により市長が指定した都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）を含む。）の提案により、実施計画を策定することができる。

(告示)

第3条 推進法人は、都市再生整備計画に基づきエリアマネジメントを実施するときは、あらかじめエリアマネジメント地区の区域内において次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 推進法人の名称
- (2) 推進法人の事務所の所在地
- (3) エリアマネジメント地区
- (4) 都市再生整備計画に定める事業の概要

(費用負担)

第4条 市長は、推進法人がエリアマネジメントを実施するために公益上必要があると認めたときは、行政財産の使用料に関する条例（昭和44年条例第40号）第3条第1号の規定により行政財産の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、推進法人がエリアマネジメントを実施するために公益上必要があると認めたときは、和光市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年条例第23号

) 第4条第1号の規定により普通財産を無償又は時価よりも低い価額で推進法人に貸し付けることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年〇月〇日から施行する。